

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成18年9月28日(2006.9.28)

【公開番号】特開2005-67367(P2005-67367A)

【公開日】平成17年3月17日(2005.3.17)

【年通号数】公開・登録公報2005-011

【出願番号】特願2003-299126(P2003-299126)

【国際特許分類】

<i>B 6 0 K</i>	<i>35/00</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>B 6 0 R</i>	<i>1/00</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>G 0 1 C</i>	<i>21/00</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>G 0 8 G</i>	<i>1/0969</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>G 0 9 F</i>	<i>9/00</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>G 0 9 G</i>	<i>5/00</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>H 0 5 B</i>	<i>33/02</i>	<i>(2006.01)</i>
<i>H 0 1 L</i>	<i>51/50</i>	<i>(2006.01)</i>

【F I】

<i>B 6 0 K</i>	<i>35/00</i>	<i>Z</i>
<i>B 6 0 R</i>	<i>1/00</i>	<i>A</i>
<i>G 0 1 C</i>	<i>21/00</i>	<i>H</i>
<i>G 0 8 G</i>	<i>1/0969</i>	
<i>G 0 9 F</i>	<i>9/00</i>	<i>3 1 3</i>
<i>G 0 9 G</i>	<i>5/00</i>	<i>5 5 0 C</i>
<i>H 0 5 B</i>	<i>33/02</i>	
<i>H 0 5 B</i>	<i>33/14</i>	<i>A</i>

【手続補正書】

【提出日】平成18年8月16日(2006.8.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】発光装置

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両に搭載され、且つ、運転者の前方視野内に設置される発光装置であって、

前記発光装置の一方の面に設けられた第1の偏光板と、

前記発光装置の他方の面に設けられた第2の偏光板とを有し、

前記第2の偏光板は運転者と前記発光装置との間に配置され、

前記第2の偏光板を着脱することによって、前記車両前方の光景と重ね合わせた表示ができる発光装置と、前記車両前方の光景を遮断した表示ができる発光装置とに切替えられることを特徴とする発光装置。

【請求項2】

車両に搭載され、且つ、運転者の前方視野内に設置される発光装置であって、
前記発光装置は一方の面及び他方の面で表示が行われ、
前記発光装置の一方の面に設けられた第1の偏光板と、
前記発光装置の他方の面に設けられた第2の偏光板とを有し、
前記第2の偏光板は運転者と前記発光装置との間に配置され、
前記第2の偏光板を着脱することによって、前記車両前方の光景と重ね合わせた表示ができる発光装置と、前記車両前方の光景を遮断した表示ができる発光装置とに切替えられることを特徴とする発光装置。

【請求項3】

請求項1又は請求項2において、前記発光装置はマトリクス状に複数の発光素子を有し、前記発光素子は透光性を有する第1の電極と、有機化合物を含む層と、透光性を有する第2の電極とを有していることを特徴とする発光装置。

【請求項4】

請求項3において、前記有機化合物を含む層は一重項励起又は三重項励起を経由して発光する発光物質を含むことを特徴とする発光装置。

【請求項5】

請求項3において、前記有機化合物を含む層は一重項励起及び三重項励起を経由して発光する発光物質を含むことを特徴とする発光装置。

【請求項6】

請求項1乃至請求項5のいずれか一において、前記発光装置はフルカラー表示であることを特徴とする発光装置。

【請求項7】

請求項1乃至請求項5のいずれか一において、前記発光装置は白色発光表示であることを特徴とする発光装置。

【請求項8】

請求項1乃至請求項7のいずれか一において、前記発光装置は警告表示のための信号によって正常時の表示の2倍以上の輝度が出力されることを特徴とする発光装置。

【請求項9】

請求項8において、前記警告表示時に、非透過モードであることを特徴とする発光装置。
。

【請求項10】

請求項1乃至請求項9のいずれか一において、前記第1の偏光板と前記第2の偏光板は、互いの偏光軸が90度となるよう配置することを特徴とする発光装置。

【請求項11】

請求項1乃至請求項10のいずれか一において、前記車両は、乗用車、トラック、バス、特用車、特殊車、特装車、電車、または自動二輪車であることを特徴とする発光装置。

【請求項12】

請求項1乃至請求項11のいずれか一において、前記車両のフロントガラス及びリアウインドウガラスに設けられていることを特徴とする発光装置。

【請求項13】

請求項1乃至請求項11のいずれか一において、前記車両の側面の窓ガラス又は車両の天井に設置された窓ガラスに設けられていることを特徴とする発光装置。